

# 『特殊詐欺』にご注意を!

- ◎不審な電話等があった場合は、家族や警察に相談しましょう。
- ◎振り込む前に、家族や警察、金融機関等に相談しましょう。

## 『特殊詐欺』とは・・・

被害者に電話をかけるなどして、直接顔を合わせることなく、指定した預貯金口座に振り込ませるなどの方法でお金をだまし取る犯罪です。



## 最近多い「特殊詐欺」の手口 このような言葉が出たら疑う!!

### ①「架空料金請求詐欺」

使っていないのに使ったと言われて  
料金が請求される。

- 「有料サイトを利用している」
- 「利用料金が未納」
- 「早急に支払いが必要」
- 「法的手続きに入る」
- 「払わなければ裁判になる」
- 「今日払えば大半が返金される」
- 「コンビニへ行って電子マネーカードを買って番号を教えて」



### ②「オレオレ詐欺」

「息子」や「孫」になりすます。  
「警察官」「弁護士」「会社の上司」  
「裁判所の者」を装う人からも連絡が来る。

- 「携帯番号が変わった」
- 「風邪引いた」
- 「会社の金を使い込んでしまった」
- 「会社のお金(小切手)の入ったカバンを落としてしまった。」
- 「銀行で引出理由を聞かれたら、リフォーム代とか、身内に不幸があったなどと言って、上手くごまかして」

### ③「キャッシュカード詐欺盗」

「警察官」「裁判所の者」「銀行協会の者」  
「大手通販会社」「県庁・市役所・税務署の者」  
と騙る人から連絡が入る。

自宅に訪問してキャッシュカード提示を迫る。

- 「あなたの口座が犯罪組織に知られていることが分かった」
- 「あなたのキャッシュカードが不正に使われている」
- 「預金を保護する手続きをする」
- 「キャッシュカードを見せてください」

### ④「預貯金詐欺」

「県庁・市役所・税務署の者」  
「銀行協会の者」を装い連絡してくる。

- 「払戻金がある」
- 「キャッシュカードを交換する必要がある」
- 「キャッシュカードを取りに行く」
- 「手続きのため暗証番号を教えてください」
- 「やり方を教えますので、携帯とカードを持って ATM へ行ってください。」
- 「キャッシュカードを見せてください」

※固定電話の防犯サービスを利用できる場合がありますので、まずは電話会社に相談しましょう